

# 福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則 で定める土壤の汚染状態に係る基準等の見直しについて

平成 29 年 2 月 10 日  
水・大気環境課

## 【概要】

県では、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）で規制されていない自主調査等で判明した土壤汚染事案について、福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例（平成 15 年福島県条例第 17 号。以下「条例」という。）において規制している。

当該規制に当たっては、法に準じて、規制する特定有害物質の種類及び土壤の汚染状態に係る基準等を、福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則（平成 16 年福島県規則第 10 号。以下「規則」という。）で定めている。

今回の見直しは、法の適用において特定有害物質にクロロエチレンが追加され、1,1-ジクロロエチレンの基準値が変更されたことから、これとの整合性を図るために、法に準じて規則を見直すものである。

## 1 土壤の汚染状態に係る基準等について

### (1) 条例による規制内容

- ・ 県内における汚染土壤の適正な処分を確保するため、平成 15 年 3 月に条例を制定し、法が適用されない汚染土壤の処分について規制している。
- ・ 法の適用を受けるのは、有害物質を使用していた施設の廃止や一定規模以上の土地の形質変更等を契機とした土壤汚染事案であるが、自主調査等により判明した土壤汚染事案は、法に基づく申請をしない限り法は適用されないこととなっている。
- ・ 条例では、法の適用を受けない汚染土壤を搬出し県内で処分する場合、最終処分場等で処分しなければならないと規定し、汚染土壤の適正な処分を求めている。
- ・ 当該規制に当たっては、法に基づく特定有害物質と同じ 25 物質を規制対象とするとともに、これらの物質の土壤溶出量基準及び土壤含有量基準等を法の基準と同じ値に設定している。

### (2) 法に基づく土壤の汚染状態に係る基準等

- ・ 法では、土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして、特定有害物質を 25 物質規定しており、これらの特定有害物質による土壤の汚染状態に係る基準として、地下水等の摂取によるリスクの観点から土壤溶出量基準を定め、直接摂取によるリスクの観点から土壤含有量基準を定めている。また、汚染の除去等の措置を選択する際に使用する指標として第二溶出量基準を定めている。
- ・ 国では、最新の発がんリスク評価に基づきクロロエチレンを法に基づく特定有害物質に追加するとしており、また、最新の知見に基づき 1,1-ジクロロエチレンに係る土壤溶出量基準及び第二溶出量基準を見直している。

## (3) 土壤の汚染状態に係る基準等の見直し

国の見直しを受け、これとの整合性を図るため、規則で定める土壤の汚染状態に係る基準等にクロロエチレンを追加し、1,1-ジクロロエチレンの基準値を変更することとする。

## 2 県内における土壤汚染の実態（平成 28 年 3 月 31 日現在）

## (1) クロロエチレン

現行では条例の規制対象ではないが、クロロエチレンの親物質（テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン及び1,1-ジクロロエチレン）による土壤汚染は確認されていない。

## (2) 1,1-ジクロロエチレン

1,1-ジクロロエチレン及びその親物質（テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン及び1,1,2-トリクロロエタン）による土壤汚染は確認されていない。

## 3 規則の改正内容

## (1) 改正案

以下のとおり、規則別表第 3 で定める土壤溶出量基準及び別表第 5 で定める第二溶出量基準にクロロエチレンを追加し、1,1-ジクロロエチレンの基準値を変更する。

表 土壤溶出量基準及び第二溶出量基準の改正案 (単位: mg/L)

特定有害物質の種類		改正前	改正案
クロロエチレン	土壤溶出量基準	規定なし	0.002 以下
	第二溶出量基準	規定なし	0.02 以下
1,1-ジクロロエチレン	土壤溶出量基準	0.02 以下	0.1 以下
	第二溶出量基準	0.2 以下	1 以下

※ 新たに追加するクロロエチレンの土壤溶出量調査に係る測定方法は、土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成 15 年環境省告示第 18 号）で定める方法とする。

## (2) 改正の理由

条例で規制する特定有害物質の種類及び土壤の汚染状態に係る基準等は、法に準じて規則で定めており、今般、法に基づく特定有害物質にクロロエチレンが追加され、1,1-ジクロロエチレンに係る土壤溶出量基準及び第二溶出量基準が変更されたことから、これとの整合性を図るものである。

## (3) 施行予定日

平成 29 年 4 月 1 日

福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則

改正案

【改正前】		【改正案】	
別表第3		別表第3	
特定有害物質の種類	要件	特定有害物質の種類	要件
_____	_____	クロロエチレン	検液一リットルにつき0.002ミリグラム以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液一リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	1,1-ジクロロエチレン	検液一リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。
別表第5		別表第5	
特定有害物質の種類	第二溶出量基準	特定有害物質の種類	第二溶出量基準
_____	_____	クロロエチレン	検液一リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液一リットルにつき0.2ミリグラム以下であること。	1,1-ジクロロエチレン	検液一リットルにつき1ミリグラム以下であること。